

原産地証明の原産判定・証明書発行 の流れ・手続きと留意点

～中国のRCEP協定に関する制度情報 専門家による政策解説～

2023年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、金誠同達法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<ポイント>

- RCEP 協定における原産地規則に係る内容の中国における実施の推進を目的とし、中国税関総署は「[中華人民共和国税関『地域的な包括的経済連携協定』輸出入貨物原産地管理弁法](#)」を公布した。
- 当該「弁法」ではRCEP協定における貨物原産資格の取得条件と原産国（地域）の判断基準が明確にされた。
- 当該「弁法」ではRCEP協定における原産地証明の形式と内容に対する中国の税関からの要求等も規定された。

本稿では中国における原産地規則に関する法規の全体的な概要の紹介を中心に、当該法規下の「地域的な包括的経済連携協定」（以下「RCEP 協定」という）における貨物原産資格、原産国（地域）認定規則、ならびに原産地証明の形式および内容の要求を詳細に解説します。また、附録では「中国国際貿易単一窓口」というサイトを通じた RCEP 協定の原産地証明申請の実務的な手続きと一連の流れについて簡潔にまとめました。

1. RCEP 協定における原産地規則および中国における関連状況

(1) RCEP 協定における原産地規則

原産地規則（別名「貨物原産地規則」）とは、一国（地域）において国家（地域）の法令または国際協定の下に確定された原則に基づいて制定および実施されている貨物生産・製造国家（地域）の確定を目的とする具体的な規定をいい、貨物貿易の基礎の一つとなっています。

「RCEP 協定」の 15 の締約国の間において適用されている譲許表は大きく二つ、すなわち、「共通譲許」と「個別譲許」に分かれています。締約国に一律な譲許税率を設定する「共通譲許」に対し、「個別譲許」とは、その他の締約国の同一の製品に異なる譲許の手配が適用されていた場合に、原産地規則を通じて貨物の原産国を判定した後に適用税率を確定する方法です。「個別譲許」モデルを採用している締約国のなかでも、署名国によって異なる譲許表を設定しているのは中国、韓国、インドネシア、ベトナムで、単一の譲許表を設定し、備考欄等で国別の譲許内容の違いについて明記しているのはタイ、フィリピン、日本となっています。なお、フィリピンについては、「共通譲許」の譲許表に加え、国別に譲許の内容が異なる一部の品目については、当該品目の譲許内容のみを記載した国別の譲許表があります。

(2) 「[中華人民共和国税関『地域的な包括的経済連携協定』輸出入貨物原産地管理弁法](#)」

RCEP 協定における原産地規則に係る内容をめぐる中国国内の法令整備、および RCEP 協定における原産地規則実施の推進を目的とし、税関総署は 2021 年 11 月 23 日に「中華人民共和国税関『地域的な包括的経済連携協定』輸出入貨物原産地管理弁法」（以下「弁法」という）を公布しました。

「弁法」は全6章、計44条から構成されています。第1章の総則では、立法目的、法的根拠および適用範囲が明確にされています。第2章の原産地規則では、RCEP 協定における貨物原産資格と原産国（地域）の認定に関する規則が規定されています。第3章の原産地証明では、RCEP 協定における原産地証明の実体法上の要求が明確にされています。第4章の輸入貨物通関優遇利用手続では、主として中国への貨物輸入の際の RCEP 協定税率の適用申請時における要求と手続が規範化されています。第5章の輸出貨物証明手続では、主として中国の証明機関と認可を経た輸出業者が原産地証明を発給または発行する上での具体的な要求が明確にされています。第6章の附則では、主として文書の保存、信用の管理、名詞の定義などに対する規定が行われています。

2. 原産資格と原産国（地域）

「弁法」の第2章には、RCEP 協定における原産資格と原産国（地域）という二つの階層の原産地の概念が含まれています。

「弁法」の第2章第3条によりますと、以下の条件のうちのいずれかを満たしている貨物は、RCEP 協定における原産資格を具備することになります。

- (一) 一つの締約国で完全に取得または生産していたとき。
- (二) 一つの締約国で原産材料を完全に使用して生産していたとき。
- (三) 一つの締約国で非原産材料を使用して生産していた場合において、品目別原産地規則の規定する関税分類変更、付加価値割合、製造加工工程その他の要求を満たしていたとき。

原産国（地域）とは、貨物の生産地や製造または実質的な変更が行われる加工地などをいいます。

「弁法」で原産資格と原産国（地域）という二つの概念が明記されている理由は、RCEP 協定下では、先に貨物の RCEP 協定区域内における原産資格の具備を判定し、その後具体的な原産国（地域）をさらに判定することもできるからです。貨物の原産資格の具備確定後に貨物の原産国（地域）を具体的に原産地証明には明示せずとも、輸入国がその他の締約国の同等の貨物に対して実施している最高税率の適用の選択を貨物を輸入する荷受人が、直接申請することもできます（「弁法」第4章第27条）。

3. 貨物原産資格の取得、および原産国（地域）の判定

(1) 貨物原産資格の取得条件

上記のとおり、「弁法」の第2章第3条において、原産資格を具備する貨物が満たさなければならない条件を明確にしておき、第2章第4条から第13条におきましては貨物原産資格の取得条件に対する細分化と補完が行われています。

第2章第3条（一）の条件は、「一つの締約国で完全に取得または生産していたとき」という条件です。「弁法」の第2章第4条におきましては11種の状況（例えば「当該締約国において栽培、収穫、摘取りまたは収集された植物または植物製品」「当該締約国において出生し飼育された生物」など）が列挙されています。

第2章第3条(二)の条件は、「一つの締約国で原産材料を完全に使用して生産していたとき」という条件です。具体的には、仮に最終貨物の生産過程において使用されていた原料がいずれも RCEP 協定の原産資格を具備していた場合には、当該貨物も RCEP 協定の原産資格を具備することになります。仮に、これらの原料に生産過程において RCEP 協定区域外から輸入された非原産成分が使用されていた場合においても、当該原料が RCEP 協定の原産地規則に基づいて RCEP 協定の原産資格を取得しさえすれば、たとえ完全に非原産成分から生産された貨物であったとしても、依然として RCEP 協定の原産資格を具備することになります。

第2章第3条(三)の条件は、「一つの締約国で非原産材料を使用して生産していた場合において、品目別原産地規則の規定する関税分類変更、付加価値割合、製造加工工程その他の要求を満たしていたとき」という条件です。これに対応する貨物は製造・加工を経た後に当該貨物の生産過程において用いられていた非原産材料に実質的な変更が既に発生していることを保証しなければなりません。具体的には、税関総署が別途公告している品目別原産地規則を満たしていなければなりません。品目別原産地規則には主として関税分類変更、付加価値割合、加工工程基準などの単一基準、およびこれらの基準のうちの二項または二項以上の組合せから構成される選択性基準が含まれています。

そのうち、関税分類変更(CTC: Change in Tariff Classification)とは、貨物の生産過程において使用されるすべての非原産材料に、「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」(HS 条約)の下におけるコード中の一定の桁の等級の変更が一律に発生することをいいます。RCEP 協定における関税分類変更基準には、類の変更、項の変更、および号の変更(それぞれ HS コードの前二桁、前四桁および前六桁の変更)が含まれています。

付加価値割合(RVC: Regional Value Content)とは、一種の付加価値に基づく基準であり、原産材料、非原産材料、費用などの貨物の価値を構成する成分の占有比率の計算を通じて非原産材料に実質的な変更が発生したか否かを判断することをいいます。「弁法」の第7条においては付加価値割合の計算方法(「例: 付加価値割合の計算方法」をご参照ください)が規定されています。具体的には、控除方式(付加価値割合 = $(\text{貨物の FOB 価格} - \text{非原産材料価格}) \div \text{貨物の FOB 価格} \times 100\%$)と、積上げ方式(付加価値割合 = $(\text{原産材料価格} + \text{直接人件費} + \text{直接経費費用原価} + \text{利益} + \text{その他の原価}) \div \text{貨物の FOB 価格} \times 100\%$)の二種類が含まれています。企業がそのうちの一つの計算結果を選択し、品目別原産地規則の定める要求を満たしていた場合には、当該貨物は原産資格を具備することになります。

例: 付加価値割合の計算方法

ある中国企業はガーデンパラソル(HS 6601.10)を生産し、シンガポールに輸出している。FOB 価格は一本当たり 5.3 ドルであり、生産工程はいずれも中国において完結する。当該ガーデンパラソルの原料等の状況は、次のとおりとなっている。

原料等の名称	一本当たりのガーデンパラソルに含まれている原料等の単価(ドル)	原産国
傘台	3.55	中国
縫い目	0.05	中国

傘生地	0.94	中国
ポリエチレンフィルム	0.035	中国
マルベリーシルク	0.32	印度
製造コストと費用の総和	0.405	中国

ガーデンパラソル（HS 6601.10）が適用を受ける原産地基準の一つである付加価値割合は 40%以上となっている。

控除方式の公式に基づいて計算すると、当該ガーデンパラソルの付加価値割合は、 $(5.3 - 0.32) \div 5.3 \times 100\% = 94\%$ となる。

積上げ方式の公式に基づいて計算しても、当該ガーデンパラソルの付加価値割合は、 $(3.55 + 0.05 + 0.94 + 0.035 + 0.405) \div 5.3 \times 100\% = 94\%$ となる。

以上の二種類の方法を用いて算出された付加価値割合は、いずれも付加価値割合の要求を満たしていることから、当該ガーデンパラソルは中国原産貨物とみなされ得ることとなる。

出所：中国商務部『『地域的な包括的経済連携協定』（RCEP 協定）テーマ別研修教材』

加工工程基準とは、貨物に含まれている非原産材料の経ていなければならない加工工程の種類が定められた規定をいいます。RCEP 協定の品目別原産地規則におきましては、ただ「化学反応」という一種類のみ加工工程基準が採用されています。

以上の規則は一般的には原産貨物への該非を確定する際の主要規則とみなされており、このほかにも「弁法」には若干の補完的な規則もさらに含まれています。これらの補完的な規則には軽微な加工・処理、累積、僅少の含量、包装材料・容器、附属文書、予備部品、工具・説明資料、間接材料、代替性のある貨物・材料、直運輸などが含まれていますが、紙幅の制限により本稿では割愛いたします。

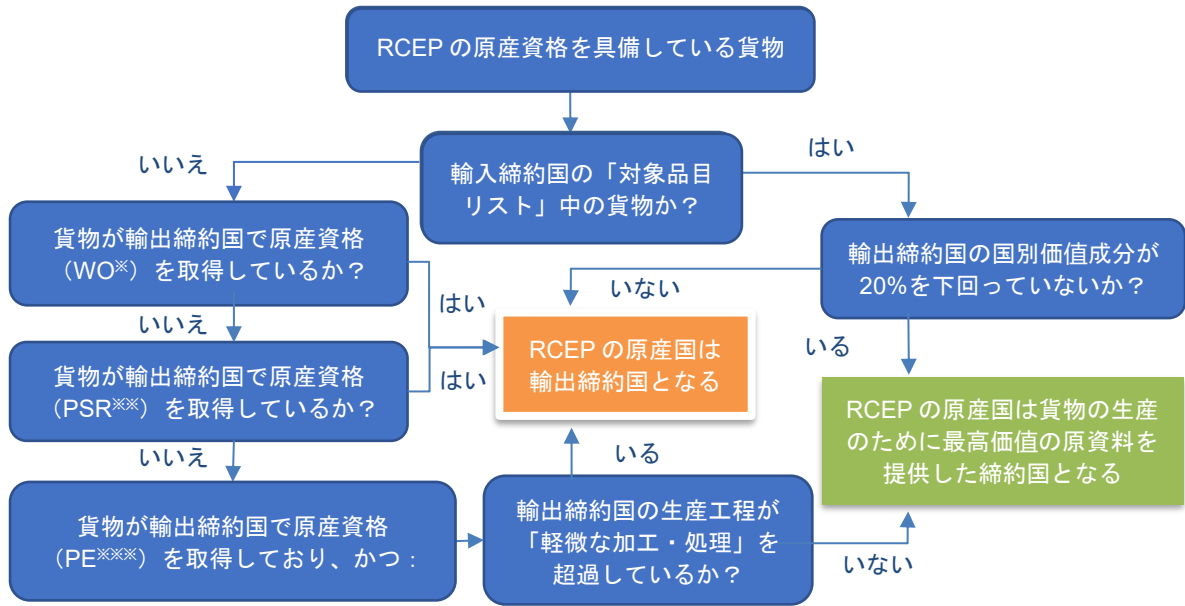
(2) 原産国（地域）の判断基準

「弁法」の第 2 章第 14 条から第 16 条までは、原産国（地域）の判断基準が規定されており、これには一般的な原産国（地域）の判断基準、「対象品目リスト」に基づく貨物原産国（地域）の判断基準、およびこれらの二種類の基準を通じて原産国（地域）を確定することのできない場合における判断基準が含まれています。

具体的には、貨物が原産資格を具備し、輸入締約国の「対象品目リスト」に列記されており、かつ、輸出締約国の付加価値が 20%を下回っていない場合は、その原産国（地域）は輸出締約国となります。また、貨物が原産資格を具備しているものの、輸入締約国の「対象品目リスト」には列記されていない場合、当該貨物が輸出締約国において完全に取得もしくは生産されているとき、輸出締約国において非原産材料を使用して生産されているものの品目別原産地規則の規定を満たしていたとき、または完全に原産材料を使用して生産されており、かつ、輸出締約国において「弁法」の第 5 条の規定する軽微な加工もしくは処理以上の加工もしくは処理を経ているときも、その原産国（地域）は輸出締約国となります。一方、原産資格を具備しているものの、上述の二つの方法に基づいて原産国（地域）を確定することのできない貨物については、その原産国（地域）は当該貨物の輸出締約国における生産のために提供されたすべての原産材料価格の占有比率が最も高かった締約国となります。

原産国（地域）の判断方法は、具体的には以下のフローチャートをご参照ください。

図1 原産国（地域）の判断方法についてのフローチャート



※WO：Wholly Obtained。完全生産品

※※PSR：Product Specific Rules。品目別規則

※※※PE：Produced Entirely。原産材料のみから生産される産品

出所：中国税関総署「協定原産国確定方法—『中華人民共和國税関総署“地域的な包括的経済連携協定”輸出入貨物原産地管理弁法』シリーズ解説その三」

4. 原産地証明

RCEP 協定における原産地証明には原産地証書と原産地申告（中国語：原産地声明）が含まれています。原産地証書は各締約国の証明機関が発給することとなっており、定まった様式が設けられています。一方、原産地申告は認可を経た輸出業者が発行し、規定を満たしている情報が含まれていなければなりません。「弁法」の第6章第42条によると、中国の証明機関は直属の税関、隷属する税関、ならびに中国国際貿易促進委員会およびその地方支部とされています。このほか、「弁法」の第3章第18条では、原産地証明は書面の形式を採用して英文をもって記入および作成しなければならず、具体的な様式は税関総署が別途これを公告する、と規定されています（税関総署公告2021年第106号をご参照ください）。「弁法」の第3章第19条と第21条によると、原産地証書と原産地申告が満たしていなければならない条件は主に次のとおりです。

表1 原産地証書と原産地申告が満たさなければならない条件

原産地証書	原産地申告
(一) 唯一の証書番号の記載	(一) 認可された輸出業者の唯一の番号の記載
(二) 貨物が原産資格を具備している根拠の明記	(二) 唯一の申告番号の記載
(三) 輸出締約国の証明機関による発給、当該証明機関の授権代表者の署名と捺印の存在	(三) 発行者の氏名と署名の記載
	(四) 原産地申告の発行日の明記
	(五) 輸出締約国による当該認可輸出業者情報のその他の締約国への通告の完了

出所：中国税関総署公告2021年第106号

このほか、「弁法」の第3章第22条と第23条では、連続する原産地証明（Back to Back Certificate of Origin）の適用範囲、および満たさなければならない基準に対する規定も明記されています。連続する原産地証明は RCEP 協定の特徴的な制度であり、主として一つの締約国において中継または再輸出される処理を経ていない原産貨物の原産資格と原産国（地域）の未変更の証明に用いられ、実質的には経由国である締約国（中間契約国）による最初の原産地証明に対する裏書となっています。「弁法」の第3章第23条によると、連続する原産地証明は「弁法」の原産地証明に対する関連規定を満たしており、かつ、以下の条件も満たしていなければなりません。

- (一) 最初の原産地証明の発給・発行日、番号その他関連情報の包摂
- (二) 物流の分割を経て輸出される貨物の場合における分割後の数量の明記、および分割後に輸出される貨物数の総和の原始原産地証明に記載されている貨物数の不超過

<日系企業へのアドバイス>

- RCEP 協定における原産地規則の適用は、国家間における多くの譲許表、および商品の類別、関税の優遇などの専門分野にかかわるだけでなく、さらには RCEP 協定とその他の自由貿易協定等との間における選択適用等の問題にもかかわる可能性があります。関税優遇を最大限に享受するためにも、原産地規則の十分な理解のもと、利用計画を立てていただきますよう企業の皆様にはお勧めいたします。必要であれば、法律の専門家に照会いただくことをお勧めいたします。
- RCEP 協定では、認定輸出者による原産地申告が併用されます。通関上の利便性の向上を目的としており、条件を満たす企業は「[中華人民共和国税関認定輸出者管理弁法](#)」を参照の上、認定輸出者の申請を行うこともできます。

金誠同達法律事務所

参考資料・情報

- ・中国税関総署「[中華人民共和国税関『地域的な包括的経済連携協定』輸出入貨物原産地管理弁法](#)」（2021年11月23日）
- ・中国税関総署「[税関総署『中華人民共和国税関“地域的な包括的経済連携協定”輸出入貨物原産地管理弁法』に関する解説](#)」（2021年11月25日）
- ・中国税関総署「[貨物原産資格確定方法—『中華人民共和国税関“地域的な包括的経済連携協定”輸出入貨物原産地管理弁法』シリーズ解説その二](#)」（2021年12月23日）
- ・中国税関総署「[協定原産国確定方法—『中華人民共和国税関“地域的な包括的経済連携協定”輸出入貨物原産地管理弁法』シリーズ解説その三](#)」（2021年12月23日）
- ・中国商務部「[『地域的な包括的経済連携協定』（RCEP協定）テーマ別研修教材](#)」（2022年5月20日）

附録：原産地証書申請の実務的な手続きと一連の流れ

実務上、「中国国際貿易単一窓口」というサイト（すなわち「singlewindow.cn」。以下本件ウェブサイトという）上での関連登録と申請を通じ、電子版の原産地証書を取得することができます。本件ウェブサイト上に公開されている実務ガイドライン¹を参照し、本件ウェブサイト上の関連実務の流れに対する総括を以下のとおり行いました。

1. ユーザーログイン

本件ウェブサイトの原産地申請システム（以下システムという）を初めて利用するユーザーはシステムログイン画面²上の「直ちにログインする」（中国語：立即注册）というボタンをクリックし（ボタンの位置につきましては、図1の赤枠の示すとおりとなります）、ユーザーログインを行う必要があります。

図1



図2の画面において「企業ユーザー」（中国語：企業用戶）を選択し、ログインを行います。

¹ 「『単一窓口』標準版ユーザーマニュアル（原産地証書）」（中国語：「“単一窓口”標準版用戶手冊（原産地証書）」）、および「RCEP 原産地証書入力説明」（中国語：「RCEP 原産地証書填制説明」）を含みます。<https://www.singlewindow.cn/#/detail?breadNum=bc8&articleId=2665> をご参照ください。

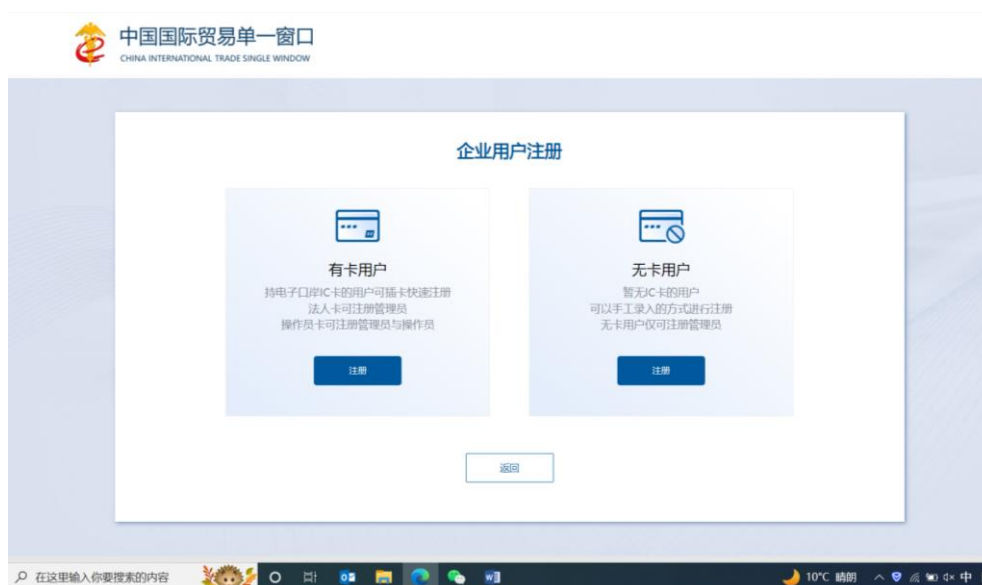
² <https://app.singlewindow.cn/cas/login> をご参照ください。

図 2



システム上におきましては、二種類のログイン方法が提供されており、その方法は電子通関地 IC カード（中国語：電子口岸 IC 卡、以下 IC カード）を利用したログイン、および IC カードのないログインに分かれています（図 3 の画面のとおり）。これらの違いは IC カードを利用したログインの場合には管理者と実務担当者ともにログインすることができ、一方、IC カードのないログインの場合にはただ管理者のみがログインすることができ、実務担当者はログインすることができないという点です。

図 3



2. ログイン

図 1 の窓口画面上におきまして、既にログインに成功したユーザーの名称（中国語：用户名）、パスワード（中国語：密碼）、検証コード（中国語：驗證碼）を入力し、または

「カード仲介」（中国語：卡介質）のボタンをクリックし、IC カードを利用します。ログイン成功後のシステムの画面は図 4 のとおりとなります。システムを使用しない場合は、図 4 の画面右上隅の赤枠で囲まれた「ログアウト」（中国語：退出）と記されたボタンをクリックし、システムから安全にログアウトすることができます。

図 4



3. 関連情報の入力

システムへのログインの成功後におきましては、原産地証書を取り扱うための関連情報を入力することができるようになります。関連情報の具体的な入力方法につきましては、本件ウェブサイト上に公開されている「『単一窓口』標準版ユーザーマニュアル（原産地証書）」（中国語：「“単一窓口”標準版用戶手冊（原産地証書）」）および「RCEP 原産地証書入力説明」（中国語：「RCEP 原産地証書填制説明」）³をご参考ください。本報告書におきましては、主要な入力の手順のみに対する総括と整理を行います。

(1) 基本情報の入力

初めに基本情報を入力する必要があります。「証書新規作成（中国語：新建証書）」のメインページにおいて「一般原産地証」と記されたボタンを選択し、一部の枠内（例えば、荷受人、輸出業者、特別条項など）にユーザーが手動で必要事項を入力する必要があります。現地の税関の要求に応じ、関連の内容を入力してください。ここで注意を要するのは、図 5 の画面における黄色でハイライトされた枠は、必須入力事項であり、未入力の場合には証書の申請を行うことができないという点です。

³ <https://www.singlewindow.cn/#!/detail?breadNum=bc8&articleId=2665> をご参照ください。

図 5

(2) 発票情報の入力

基本情報の入力を完成した後は、発票情報を入力する必要があります。新規増加（中国語：新增）と記されたボタンをクリックし（ボタン位置は図 6 の赤枠の示すとおりとなります）、画面がポップアップした後に、発票情報の入力画面に移ります（入力画面につきましては、図 7 をご参照ください）。

図 6

序号	发票号	发票日期	价格条款	总金额	货币单位	操作
1	FP0001	2021-12-25	FOB	-	USD	编辑 删除

図 7

发票号	发票日期	价格条款	FOB
总金额	货币单位	USD	合同号
信用证号	发票特殊条款		

保存

(3) 貨物情報の入力

先に基本情報と発票情報の入力を完成し、保存に成功しなければならず、その後に初めて貨物情報の入力（図 8）を引き続き行うことができます。

図 8

货物信息

非货物项 (混装货物选择此项)

发票号: FP00001 序号: _____

HS编码: _____ 协定原产国: CHINA 最高税率标志: _____

原产地标准: _____ 原产地补充标准: _____ 非原产成分: 数字 %

货物中文名称: 请使用回车换行,不能使用多个空格换行

货物英文名称: 英文,请使用回车换行,不能使用多个空格换行

数/重量: _____ 数/重量英文单位: 英文单位 数/重量中文单位: _____

包装件数: 数字 包装单位: 英文单位 辅助数量: _____

辅助数量单位: 英文单位 第二辅助数量: _____ 第二辅助数量单位: 英文单位

货物描述: 货物描述生成规则: 包装件数英文 (包装件数数字) 包装单位 OF 货物英文名
生成

发票单价: _____ 发票金额: 数字 USD FOB值 (美元): 数字 USD

生产企业代码: 社会信用代码9-17位/主体标识码 生产企业: _____ 联系人: _____

联系电话: _____

生产企业描述: 英文,请使用回车换行
 生产企业保密 请填写生产企业的详细名称、地址。

发票号: FP00001 保存 取消

(4) 入力した情報の保存

入力の完成後に保存と記されたボタンをクリックしますと、以下の画面 (図 9) が現れます。入力したすべての情報に対して保存を行う必要があります。

図 9

序号	HS编码	货物名称 (中文)	发票号	协定原产国	数/重量	数/重量单位	操作
1	0101301010	2323	FP-1-111	AUSTRALIA	32	SETS	保存 取消

4. 申請

ユーザーは上述の基本情報、発票情報、および貨物情報の入力を完成し、保存に成功した後におきましては、右上の「申請」(中国語: 申报) と記されたボタンのクリックを通じて申請を行います (ボタンの位置は、図 10 の赤枠となります)。各枠内の入力データがそれぞれの入力ルールに適合するかをシステムが自動的に検証し (システムの検証で不適合となるデータが発見された場合は再修正を要求される)、入力データがすべて適合 (合格) したのち、上述の原産地証明書データを税関に申請することができ、その審査と認可を待ちます。

図 10

The screenshot shows a web application interface for a certificate of origin system. The interface is in Chinese and contains various input fields and buttons for data entry and processing. A red box highlights a '申报(O)' button in the top right corner. The main content area is divided into several sections with labels like '产地证信息', '出口商', '收货人', '申报方式', '运输方式', '运输工具', '申报备注', 'FOB值', '价格条款', '选择客户', '组织机构代码', '发票号', '发货日期', '申请日期', '申报员联系方式', 'ADD-AREA', '进口国/地区', '特殊条款', '运输方式', '运输工具', '申报备注', '总金额', '合同号', '客户名称', '信用证号', and '发票特殊条款'. There are also checkboxes for '其他' and '其他' in several sections.

5. 審査と認可

弊所からの北京税関輸出原産地業務照会窓口（電話番号：010-95198-転送 2-転送 1）への匿名の電話照会の結果によりますと、主管税関による企業からの申請の受理後に、一般的には1営業日から3営業日ほどの期間内にオンラインで認可されます。

6. 証書の照会

税関主管部門の認可後におきましては、ユーザーはシステムの「証書の照会」（中国語：証書查詢）の画面上における「証票の状態」（中国語：单据状态）というボタンをクリックし、当該証票データの税関審査業務完成情報欄（中国語：回执）を閲覧することができるようになります。審査を通過した場合には、「証書の照会」の画面において電子版の原産地証書を照会することができるようになります。

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220049>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp